

別表(第2条関係)

補助事業名	次世代農業の担い手確保・育成 (若手農業者等経営チャレンジ支援事業)		
補助事業の目的	若手農業者等が経営発展を目指して新たな取り組みを行う場合、リスクを伴うことが多いため、その一歩を踏み出すための支援とともに、移住就農者の集落への早期定着支援を行う。		
補助事業の対象となる者	西播磨県民局の管内で農業経営を営む若手農業者、若手農業者組織(若手農業者を構成員の1/3以上含む団体または法人)、移住就農者の受入れ集落自治会(農会、営農組合含む)		
補助事業の対象となる経費	(1) 整備事業 事業実施主体が設定した経営目標の実現のために必要となる、農業機械・施設等の整備に要する経費 (2) 移住就農者の早期定着支援 集落共同作業等に必要な機械・機具の購入に要する経費		
補助率	事業実施主体	補 助 率	
		(1) 整備事業	(2) 移住就農者定着支援
		1/3以内	/
補助金の額	予算の範囲内の以下の額以内 上記事業区分 (1) 350 千円、(2) 300 千円 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)		
適用除外する条項	/		
その他の事項	若手農業者等経営チャレンジ支援事業実施要領による		

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(計画)」(若手農業者等経営チャレンジ支援事業実施要領別紙様式1-2) 2 実施設計書(整備事業についてのみ) 3 経費見積書 4 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 経費区分(推進事業と整備事業)の相互間における少ない方の額の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) (1) 推進事業 活動内容の新設、または取りやめ以外の変更 (2) 整備事業 農業機械や施設の変更以外の変更 (3) 移住就農者定着支援 集落共同作業用の機械・機具の変更以外の変更
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(実績)」(若手農業者等経営チャレンジ支援事業実施要領別紙様式1-2) 2 出来高設計書(整備事業についてのみ) 3 財産管理台帳 4 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日。
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間。